

伊勢原市立小学校及び中学校の区域外就学の承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の規定に基づく区域外就学の承認等について、同令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 小学校又は中学校に在籍している者及び翌年度に小学校又は中学校に入学すべき者をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。ただし、保護者がいない場合又は保護者の所在が不明な場合には、伊勢原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者とする。
- (3) 区域外就学 児童生徒が住所を有する市区町村の設置する小学校又は中学校以外の小学校又は中学校若しくは中等教育学校に就学することをいう。

(区域外就学の要件等)

第3条 区域外就学の承認要件及び承認期間の限度等は、別表のとおりとする。

(区域外就学の申立て等)

第4条 伊勢原市に住所を有しない児童生徒を伊勢原市立の小学校又は中学校に就学させようとする保護者は、区域外就学申請書（第1号様式）に別表に定める必要書類を添えて、教育委員会に区域外就学を申し立てることができる。

- 2 前項の場合において、教育委員会は、必要と認めるときは、保護者に対し別表に定める必要書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 3 伊勢原市に住所を有する児童生徒の保護者が、当該児童生徒を国公立又は私立の小学校又は中学校若しくは中等教育学校に就学させるときは、区域外就学届出書（第2号様式）に就学校の校長が発行する入学許可書を添え、教育委員会に届け出なければならない。

(区域外就学の承認等)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申立てがあつた場合において、申立ての理由が別表に掲げる要件を満たし、区域外就学が必要と判断したときは、期間を定め、区域外就学を承認するものとする。

- 2 前項の場合において、教育委員会は、必要と認めるときは、関係する学校の校長その他の者から意見を聴き、又は意見書の提出を求めることができる。
- 3 教育委員会は、第1項の承認をする場合において、条件を付することができる。
- 4 教育委員会は、第1項の承認をした場合は、保護者に対しては区域外就学承認書（第3号様式）により、児童生徒が就学することとなる学校長に対しては区域外就学承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(住所地の教育委員会との協議)

第6条 教育委員会は、第4条第1項の申立てがあったときは、学校教育法施行令第9条第2項の規定により、児童生徒の住所を有する市区町村の教育委員会と区域外就学に関する協議書(第5号様式)により協議するものとする。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、その責任において児童生徒を区域外就学後の小学校又は中学校へ就学させるとともに、承認期間終了後は、遅滞なく住所を有する市区町村の設置する小学校又は中学校へ就学させなければならない。

(区域外就学の不承認)

第8条 教育委員会は、保護者から第4条第1項の規定による申立てを受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、区域外就学を承認をしないことができる。

- (1) 児童生徒の通学上の安全が確保できないと認められるとき。
- (2) 災害の発生時並びに児童生徒の病気、けが及びその他の緊急時に学校と保護者との連絡が困難であると認められるとき。
- (3) その他特別の事情により、就学を希望する学校への就学が困難なとき。

2 教育委員会は、前項の規定により区域外就学を承認しないときは、保護者にその旨を書面により通知するものとする。

(承認の取消し)

第9条 教育委員会は、第5条第1項の規定により区域外就学を承認した後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 保護者が虚偽の申立てをしたことが判明したとき。
- (2) 保護者が教育委員会の付した条件を履行しないとき。
- (3) その他特別の事情により、就学を希望する学校への就学が困難となったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により区域外就学の承認を取り消したときは、保護者及び児童生徒が就学する学校の学校長にその旨を書面により通知するものとする。

3 第1項の規定により区域外就学の承認を取り消された保護者は、速やかに住所地の教育委員会が指定した学校に児童生徒を就学させなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に区域外就学の承認をされている者は、この告示より承認されたものとみなし、その期間満了の日までその効力を有する。

附 則 (令和5年3月31日教委告示第4号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区域外就学の承認要件		対象学年	承認期間の限度	必要書類
1	市内への転入が確実で、転入予定地の指定校に就学を希望する場合	全学年	転入予定日まで	住民票謄本及び状況を証明できる書類
2	市外へ転出した後も在学していた学校に継続して就学を希望する場合	全学年	申立ての日の属する学年末まで (ただし、小学校5年生及び中学校2年生の第2学期終業以降の住所異動は、卒業まで)	住民異動後の住民票謄本
3	住宅の新築、改築等に伴い一時的に市外へ転出する間、在学している学校に就学を希望する場合	全学年	必要と認められる期間	住民票謄本及び状況を証明できる書類
4	市内の病院に入院し、院内学級に入級を希望する場合	全学年	必要と認められる期間	住民票謄本、入院証明書及び院内学級入級願
5	その他特別な教育的配慮が必要な場合	全学年	必要と認められる期間	住民票謄本及び教育委員会が必要と認める書類

区域外就学申請書

年 月 日

伊勢原市教育委員会 殿

保護者氏名
電話番号 ()

次のとおり、伊勢原市立小・中学校に就学させたいので申し出ます。
なお、当該児童・生徒の登下校の安全については、保護者が責任を持ちます。

児童・生徒	フリガナ		性別	男・女
	氏名			
	生年月日	年 月 日生	保護者との関係	
	変更前の住所			
	変更後の住所			
	就学希望校	伊勢原市立 小中 学校 第 学年		
	就学希望期間	年 月 日 から 年 月 日		
	前(現)在籍校	小中 学校 第 学年		
区域外就学を希望する理由	----- ----- ----- ----- -----			

(保護者→教育委員会)

区域外就学届出書

年 月 日

伊勢原市教育委員会 殿

保護者氏名
電話番号 ()

次のとおり就学させますので、就学承諾書を添えて届け出ます。

児童・生徒	フリガナ		性別	男・女
	氏名			
	生年月日	年 月 日生	保護者との関係	
	住所			
	就学する学校及び学年		第 学年	
	就学希望期間	年 月 日 から	卒業まで	
	就学指定校	小 中 学校	第 学年	
添付書類	<input type="checkbox"/> 就学承諾書			
備考	----- ----- ----- -----			

(保護者→教育委員会)

第 号
年 月 日

様

伊勢原市教育委員会

区域外就学承認書

年 月 日付けで申請のありました区域外就学について、次の条件を
付し、承認いたします。

児童・生徒	フリガナ		性別		
	氏名			保護者との関係	
	生年月日	年 月 日生			
	変更前の住所				
	変更後の住所				
	就学承認校	伊勢原市立 学校	第 学年		
	就学承認期間	年 月 日 から	年 月 日		
	前(現)在籍校及び学年	第 学年			
保護者氏名					
許可条件	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>				

(教育委員会→保護者)

第 号
年 月 日

学校長 殿

伊勢原市教育委員会

区域外就学承認通知書

次の児童生徒について、貴校への区域外就学を承認しましたので通知します。

児童・生徒	フリガナ		性別		
	氏名			保護者との関係	
	生年月日	年 月 日生			
	変更前の住所				
	変更後の住所				
	就学承認校及び学年	伊勢原市立 学校 第 学年			
	就学承認期間	年 月 日 から	年 月 日		
	前(現)在籍校及び学年	第 学年			
保護者氏名					
区域外就学の理由	----- ----- ----- ----- -----				

(教育委員会→学校長)

第 号
年 月 日

殿

伊勢原市教育委員会

区域外就学に関する協議書

次のとおり区域外就学についての願い出がありましたので、学校教育法施行令第9条第2項の規定に基づき協議します。

なお、略儀ながら本書をもって協議に代えさせていただきます。

児童・生徒	フリガナ		性別		
	氏名			保護者との関係	
	生年月日	年 月 日生			
	変更前の住所				
	変更後の住所				
	就学承認校及び学年	伊勢原市立 学校 第 学年			
	就学承認期間	年 月 日 から	年 月 日		
	前(現)在籍校及び学年	第 学年			
保護者氏名					
区域外就学の理由	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>				